（合同捜査等に関する指示）

第二十六条　長官は、広域重要犯罪を認知した場合において、必要があると認めるとき（第二十六条の七に規定する場合を除く。）は、関係都道府県警察に対し、合同捜査又は共同捜査を行うべきことを指示するものとする。

2　長官は、合同捜査又は共同捜査を行う関係都道府県警察のいずれかから第四条第四項の規定によりあっせんを求められた場合において、当該合同捜査又は共同捜査を適確に行うため特に必要があると認めるとき（第二十六条の七に規定する場合を除く。）は、関係都道府県警察以外の都道府県警察に対し、当該捜査について共助をするよう指示するものとする。

（広域組織犯罪等の報告等）

第二十六条の二　都道府県警察は、法第五条第四項第六号に規定する広域組織犯罪その他の事案で同号イに掲げるものに該当すると認められる次に掲げる犯罪（第二十六条の四に規定する犯罪を除く。）があると認めるときは、その旨を速やかに警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。

［一～六　略］

第二十六条の三　都道府県警察は、法第五条第四項第六号に規定する広域組織犯罪その他の事案で同号ロに掲げるものに該当すると認められる次に掲げる犯罪（次条に規定する犯罪を除く。）があると認めるときは、その旨を速やかに警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。

［一～五　略］

第二十六条の四　都道府県警察は、法第五条第四項第六号に規定する広域組織犯罪その他の事案で同号ハに掲げるものに該当すると認められる次に掲げる犯罪があると認めるときは、その旨を速やかに警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。

一　国又は地方公共団体の重要な情報を漏えいさせ、又は重要な情報システムの機能を停止させるサイバー事案（法第五条第四項第六号ハに規定するサイバー事案をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）に係る犯罪

二　重要インフラ事業（法第五条第四項第六号ハ(1)(ii)に規定する事業をいう。）の機能を停止させるサイバー事案に係る犯罪

三　不正指令電磁的記録（刑法第百六十八条の二第一項各号に掲げる電磁的記録その他の記録をいう。）を人の電子計算機における実行の用に供するサイバー事案であってその対処に高度な技術を要するものに係る犯罪

四　国外に所在する者であってサイバー事案を生じさせる不正な活動を行うものによるサイバー事案に係る犯罪

五　前各号に掲げるもののほか、その犯罪に係る組織の構成、目的及び活動状況、犯行の態様、犯罪地等を勘案して、法第五条第四項第六号に規定する広域組織犯罪その他の事案で同号ハに掲げるものに該当すると認められる犯罪

第二十六条の五　都道府県警察は、前三条に規定する犯罪（以下単に「広域組織犯罪等」という。）の捜査に着手したときは、速やかに、捜査本部又は合同捜査本部の設置の状況その他その捜査を行うための態勢に関する事項を警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。

2　［略］

第二十六条の六　関東管区警察局は、第二十六条の四に規定する犯罪（以下「重大サイバー事案に係る犯罪」という。）があると認めるときは、その旨を速やかに警察庁に報告しなければならない。

2　関東管区警察局は、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に着手したときは、速やかに、捜査本部の設置の状況その他その捜査を行うための態勢に関する事項を警察庁に報告しなければならない。

（合同捜査等に関する指示）

第二十六条　長官は、広域重要犯罪を認知した場合において、必要があると認めるとき（第二十六条の五に規定する場合を除く。）は、関係都道府県警察に対し、合同捜査又は共同捜査を行うべきことを指示するものとする。

2　長官は、合同捜査又は共同捜査を行う関係都道府県警察のいずれかから第四条第四項の規定によりあっせんを求められた場合において、当該合同捜査又は共同捜査を適確に行うため特に必要があると認めるとき（第二十六条の五に規定する場合を除く。）は、関係都道府県警察以外の都道府県警察に対し当該捜査について共助をするよう指示するものとする。

（広域組織犯罪等の報告等）

第二十六条の二　都道府県警察は、法第五条第四項第六号に規定する広域組織犯罪その他の事案で同号イに掲げるものに該当すると認められる次に掲げる犯罪があると認めるときは、その旨を速やかに警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。

［一～六　同上］

第二十六条の三　都道府県警察は、法第五条第四項第六号に規定する広域組織犯罪その他の事案で同号ロに掲げるものに該当すると認められる次に掲げる犯罪があると認めるときは、その旨を速やかに警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。

［一～五　同上］

［条を加える。］

第二十六条の四　都道府県警察は、前二条に規定する犯罪（以下単に「広域組織犯罪等」という。）の捜査に着手したときは、速やかに、捜査本部又は合同捜査本部の設置の状況その他その捜査を行うための態勢に関する事項を警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。

2　［同上］

［条を加える。］